

令和 7 年度南薩地域フードデザインパワーアップ事業
募 集 要 項

1 趣 旨

南薩地域振興局管内（枕崎市，指宿市，南さつま市，南九州市）の食材等を活用した食事メニューの開発及び改良等を行う事業者（飲食店）に対して事業費の一部補助を行います。

2 対象となる事業

対象事業は，以下に示す(1)から(4)までの要件のいずれにも該当する事業とします。

- (1) 南薩地域（枕崎市，指宿市，南さつま市，南九州市）で生産される農林水産物・加工品・特産品を活かした新たな食事メニューの開発・改良等を行う事業であること。
- (2) 補助金の交付決定日以前に着手していない事業であること。
- (3) 同一年度において，県の補助等を受けていない事業であること。
- (4) 事業が令和 8 年 3 月 13 日（金）までに完了するものであること。

3 応募できる事業者

事業主体は，南薩地域（枕崎市，指宿市，南さつま市，南九州市）に事業所を有する法人等（飲食店）で次の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 一定の規約を有し，かつ，代表者が明らかであること。
- (2) 明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること。
- (3) 当該年度内に事業が完遂できると認められること。
- (4) N P O 法人にあっては，特定非営利活動促進法第 29 条第 1 項に定める事業報告書等を所管庁に提出していること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 宗教活動や政治活動を目的とする団体
 - イ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦・支持・反対することを目的とする団体
 - ウ 暴力団
 - エ 役員等が，暴力団員等であると認められる法人等
 - オ 暴力団又は暴力団員等が，その経営に実質的に関与している法人等
 - カ 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員等を利用している法人等
 - キ 役員等が，暴力団又は暴力団員等に対して，いかなる名義をもってするかを問わず，金銭，物品その他の財産上の利益を不当に提供し，又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与している法人等
 - ク 役員等が，暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - ケ 役員等が，暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- (6) 上項(5)のウからケまでに掲げる用語の意義は，以下に定めるところによる。
 - ア 暴力団
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
 - イ 暴力団員等
鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力

- 団員等をいう。
- ウ 法人等
法人その他の団体をいう。
- エ 役員等
次に掲げる者をいう。
- (ア) 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準じるものをいう。以下この号において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるか問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
- (イ) 法人格を有していない団体にあつては、代表者、理事、その他(ア)に掲げる者と同等の責任を有する者

4 補助金額

補助金額は、補助対象経費の2分の1以内で、上限500千円とします。（千円未満切り捨て）

5 事業の実施期間

補助金の交付決定日から令和8年3月13日（金）までとします。

6 補助の対象となる経費

事業を実施するために直接必要となる経費です。

○補助対象経費

項目	内容
報償費	専門家等への謝金等
旅費	専門家の派遣、研修会への参加等に係る交通費、宿泊費等
需用費	新たな食事メニュー開発・改良に係る材料費、新しいメニュー表・チラシ・ポスターの印刷費等
役務費	通信運搬費（ハガキ・切手等）、手数料、広告料等
使用料・賃借料	機器のリース代等
委託料	新メニュー開発・改良等に係る委託等
備品購入費	新メニューの開発又は改良に直接必要な加工機械等の購入に要する経費（ただし、1つの備品につき5万円以上で総事業費の2分の1以内とする）
その他	前各号に掲げるもののほか、南薩地域振興局長が特に必要と認める経費

〈補助の対象とならない経費〉

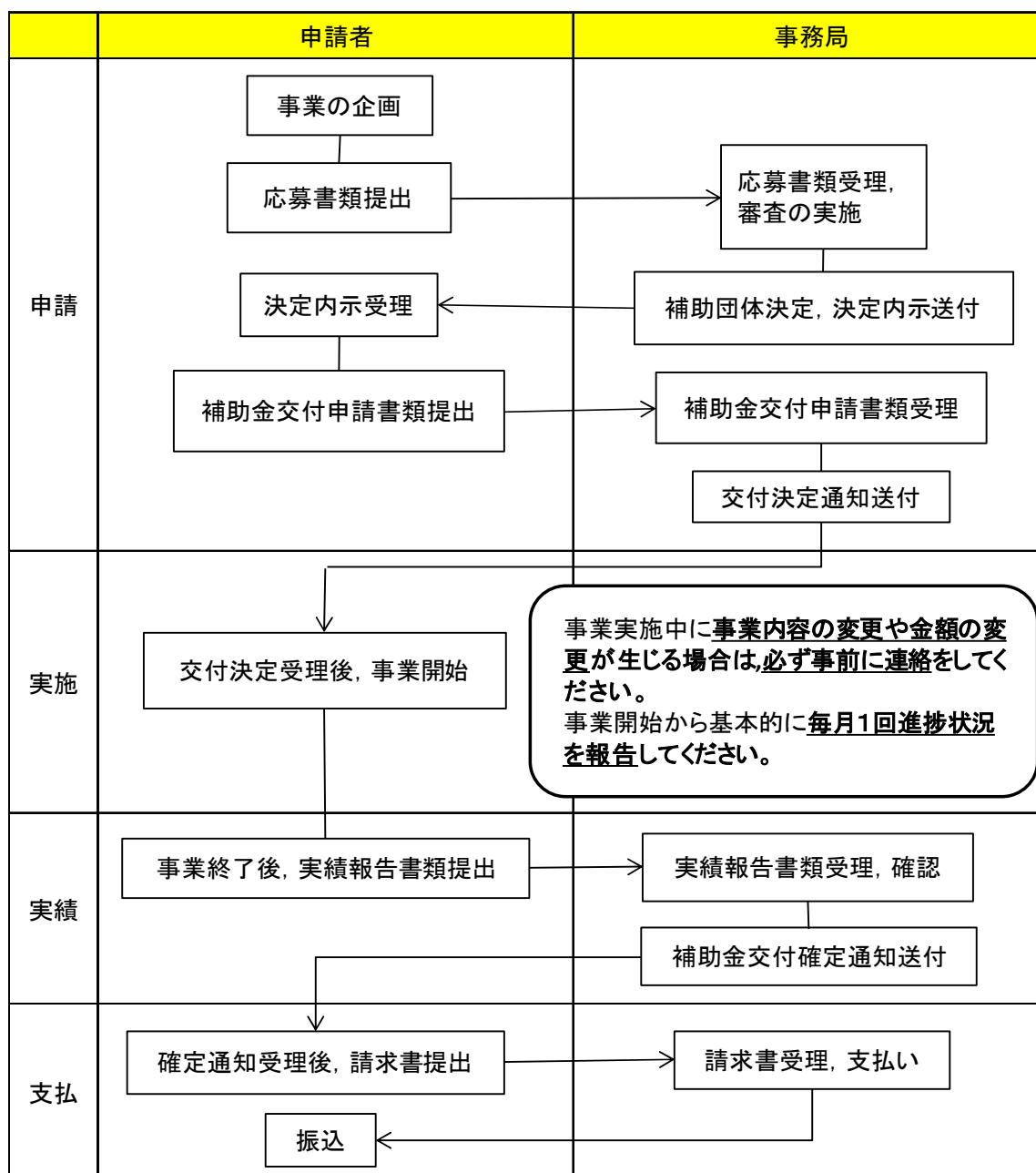
- ・ 当該事業に使用したものとして明確に区分できないもの
- ・ 申請事業者に属する職員等に対する人件費
- ・ 申請事業者内部の取引によるもの
- ・ 事業者の経常的な管理運営経費（事務所の賃貸料・光熱水費・車両の燃料費等）
- ・ 証拠書類等によって金額や支出等が適正であることが確認できないもの

※ その他、南薩地域振興局長が補助の趣旨に合致しないと判断した経費は対象となりません。

〈留意点〉

- ・ 領収書、明細書等が明らかなでないものについては経費として認められません。
(一つの店舗で複数の物品や備品を購入した場合は明細がわかるものを添付すること。)
- ・ 他の事業と共通して支払いを行う経費については、使用頻度や割合に応じて按分すること。
- ・ 補助対象となる備品については、補助金交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはなりません。ただし、法定耐用年数を経過した場合はこの限りではありません。
- ・ 補助対象となるか疑義のある場合は、事前にお問い合わせください。

7 事業の流れ



8 応募期間と応募方法

(1) 応募期間

令和7年6月5日（木）～7月4日（金）（午後3時必着）

※ 7月4日（金）午後3時を過ぎた書類は受け付けません。

(2) 応募方法

(3)の応募書類を応募先まで、郵送、電子メール又は直接お持ちください。

※ 電子メールで応募する場合は、送信後に電話で応募した旨の連絡をしてください。

※ ファックスでの応募は受け付けません。

(3) 応募書類

ア 「南薩地域フードデザインパワーアップ事業」企画書（別記第1号様式）

イ 事業企画書（別紙1）

ウ 収支予算書（別紙2）

エ 事業の実施体制（別紙3）

オ 事業者概要（別紙4）

カ 添付書類（A4版とします。書式は自由です。）

（ア）事業者の定款・規約（会社等組織の場合）

（イ）事業者の役員名簿（会社等の組織の場合）

※ アからオまでの様式は、南薩地域振興局のホームページに掲載していますので御利用ください。

※ 提出していただいた書類は返却しません。

9 審査・選考方法

補助金の交付対象団体（飲食店）については、応募書類をもとに書類審査（応募要件や必要書類の確認等）の後、選考・決定します。

なお、必要に応じて聞き取り確認を実施します。

10 審査基準

審査における基準は次のとおりとします。

(1) 目的の的確性

南薩地域で生産される農林水産物・加工品・特産品を活かした新たな食事メニューの開発・改良等を行う事業であるか。

(2) 手法の明確性

ターゲットや新たな食事メニューの開発・改良等のための手法を明確に設定しているか。

(3) 事業の実現性

- ・ 事業内容に具体性があり、実現可能であるか。
- ・ 事業を実施する上で必要となる手続や関係者との調整が行われているか。（又は行われる見込みであるか。）
- ・ 事業を確実に遂行できる実施体制が整っているか。

(4) 事業の妥当性

- ・ 収支計画が事業内容に見合っており、補助金が有効に活用されるものとなっているか。
- ・ 所要経費の積算が、事業内容に対し妥当なものであるか。
- ・ 従前からある食事メニューの改良については、新規性が認められるものであるか。

11 選考結果と補助金の交付

(1) 選考結果

選考結果は、応募いただいた全ての事業者に対して、文書にて通知します。

(2) 補助金の交付申請

補助対象に選定された事業者については、次の「補助金交付申請書類」を提出していただき、それに基づき、補助金の交付決定を行います。

ア 交付申請書

イ 事業計画書

ウ 収支予算書

(3) 補助金の交付

補助金は、事業完了後、事業者からの実績報告を受けて精算・交付します。

なお、交付決定額の2分の1以内の額で概算払により交付することができますが、最終的な補助金の額を確定する段階で、補助対象額が減少した場合は、補助金の一部を返還していただくことがありますので、御了承ください。

12 会計処理等

(1) 会計区分

本事業の会計は、実施事業者の経理と明確に区分するものとします。

(2) 会計帳簿等の保管

会計帳簿類（証拠書類を含む。）を本事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保管するものとします。

13 事業の変更について

補助金交付申請書類を提出後、事業内容や事業金額に変更が生じる可能性がある場合は軽微なものであっても必ず事前に連絡をしてください。

14 実績報告等について

対象となる事業が完了した日から起算して20日後又は令和8年3月13日（金）のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

(1) 実績報告書

(2) 事業実績書

(3) 収支精算書

(4) 補助対象経費の支出を証する帳簿、領収書等の写し

(5) 事業実施に関連する写真、新しいメニュー表、チラシ・ポスターなどの資料等

(6) 事業成果調書

15 スケジュール

項 目	内 容
応募期間	令和7年6月5日（木）～7月4日（金）午後3時必着
審査・選考	令和7年7月7日（月）～
結果通知	令和7年7月中旬予定
交付申請 交付決定	結果通知日の翌日以降

16 問い合わせ及び応募先

南薩地域振興局 総務企画部 総務企画課 上片野（かみかたの），塘（とも）

〒 897-0031 南さつま市加世田東本町8番地13

電話 0993-52-1305, 0993-52-1307

Eメール: minami-chiiki@pref.kagoshima.lg.jp

ホームページ: <http://www.pref.kagoshima.jp/al01/chiiki/nansatsu/index.html>